

令和6年度山形のうまいもの商品開発支援事業公募要領

山形のうまいもの商品開発支援事業による取組みを公募しますので、令和6年度山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金交付要綱（令和6年4月17日付農販輸第32号。以下「補助金交付要綱」という。）及びこの公募要領に基づいて応募してください。

1. 事業の目的

本県の県産農林水産物を活用した商品開発の促進を図るため、農林漁業者や食品製造業者が連携して取り組む県産加工食品の新商品開発、既存商品のブラッシュアップに向けた取組みを支援します。

2. 公募する事業

県産農林水産物を使用した商品開発

3. 応募者の要件

本事業に応募できるのは、県内に主たる事業所等を有し、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 農林漁業者（農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む）という。以下同じ。）
- (2) 上記(1)又は(1)の委託を受けて一次加工を行う食品製造業者と連携する食品製造業者
- (3) 上記(1)又は(2)と連携する販売業者

※ただし、過去3年間に2回以上、山形のうまいもの商品力強化事業費補助金及び山形県県産米粉を使用した商品開発支援事業費補助金の交付決定を受けた事業者は、補助対象外となります。

4. 事業の内容

本事業の事業内容は、次の項目を満たすものであること。

- (1) 原材料に県産農林水産物（農林漁業者にあつては、事業実施主体が自ら生産した農林水産物等）を使用し、県産農林水産物の使用量増加に資する商品を令和7年2月末までに商品化（試作品の完成）すること。
- (2) 商品の最終製造（事業実施主体が卸売業者又は小売業者（以下「販売業者」という。）の場合は、商品の委託製造）は県内で行うものであること。
- (3) 農林漁業者にあつては、補助対象事業完了後3年目（令和7年度を1年目とする。次号において同じ。）の事業対象商品の販売額が、現状と比較し1.2倍以上になる販売計画を策定すること。
- (4) 食品製造業者及び販売業者にあつては、補助対象事業完了後3年目の事業対象商品の販売額が、2年目の販売額の1.2倍以上になる販売計画を策定すること。
- (5) 商品完成後、知事が別に指定するコンテストに出展すること。
- (6) 新商品開発等に必要な許可等を行い、製造・販売をしていること。
- (7) 申請前に事業計画策定支援者より商品開発に係る助言・指導を受けること。

5. 補助対象経費

本事業における補助対象経費は、事業の目標達成に必要な経費とし、次の項目に掲げるものとします。

(1) 研修費

謝金、旅費、会場使用料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費

(2) 調査検討費

市場調査費（市場調査に係る公共交通機関の利用料金、宿泊費等、他社商品購入費、市場調査のための試作品原材料費等、市場調査を委託する場合の費用等）、通信運搬費、消耗品費、研修受講費

(3) 新商品開発費・既存商品改良費

技術指導費、委託加工費、原材料費、パッケージ等デザイン費（試作パッケージ用の包材費、版代、型代等を含む。）、成分分析等検査費、製造機器等レンタル・リース料、通信運搬費、消耗品費（試作品に係る費用に限る。）

(4) その他、知事が必要と認めたもの

6. 補助金の額

(1) 対象事業ごとに予算の範囲内で補助対象経費の2分の1に相当する額又は50万円（既存商品のパッケージの改良のみの場合は20万円）のいずれか低い額以内とします。

(2) 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額以内とします。

7. 事業計画書の作成

本事業の実施を希望する者は、事業計画書を作成しなければなりません。事業計画書には、次の項目を明記してください。

- ① 事業の区分
- ② 持続可能社会に向けた取組み
- ③ 事業実施主体の区分
- ④ 事業者の概要
- ⑤ 事業連携体制
- ⑥ 開発する加工品の具体的な内容
- ⑦ 県産農林水産物等の利用計画
- ⑧ 販売戦略
- ⑨ 取組みの効果
- ⑩ 販売計画等
- ⑪ 廃棄物削減計画（※廃棄物の削減に該当する場合のみ）
- ⑫ 支援事業を活用した商品の販売状況
（※過去に県の支援事業を活用した実績がある場合のみ）
- ⑬ 事業費内訳
- ⑭ 事業実施スケジュール
- ⑮ 事業完了（予定）日
- ⑯ 申請者（担当者）の連絡先等
- ⑰ 事業計画策定支援者

8. 応募方法

(1) 募集期間

令和6年4月15日（月）から5月31日（金）まで

(2) 応募に必要な書類

- ① 事業計画書の提出文書（様式第1号）
- ② 事業計画書（補助金交付要綱別記様式第1号）
- ③ 製造・販売に必要な許可等の写し
- ④ 環境保全型農業により生産された県産農産物（有機農産物、特別栽培農産物、エコファーマーが生産した農産物、やまがた農産物安全・安心取組認証制度、山形県環境負荷低減活動実施計画認定制度）を使用する場合は、認証を受けていることを証する書面等の写し
- ⑤ その他計画の説明資料（任意）

※必要に応じて、ヒアリングや応募書類内容の問合せを行うことがあります。

9. 事前相談・事業計画の策定

申請に当たっては、事前に事業計画策定支援者に相談のうえ、事業計画策定支援者の支援のもと事業計画書を策定する必要があります。申請前に、事業計画策定支援者へ事前に相談のうえ、必ず事業計画策定の支援を受けてください。

【事業計画策定支援者】やまがた食産業クラスター協議会

10. 事業計画書の承認

(1) 審査方法

山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課に設置する事業計画審査会において、次の項目について審査します。

- ① 応募者の要件（3. に示した要件を満たしているか）
- ② 補助対象の要件（4. 及び5. に示した事業内容・経費であるか）
- ③ 取組み内容の具体性、実現の可能性
- ④ 地域産業への波及効果
- ⑤ 販売戦略
- ⑥ 販売計画等

(2) 審査結果

応募者に対して、事業計画の審査結果を通知します。（様式第2号）

11. 事業計画承認後の補助金交付決定等に必要の手続き

事業計画採択後は、補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請等、適時適切に手続きを行ってください。

補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

12. 事業実施主体の責務

事業を実施するにあたっては、次の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）及び補助金交付要綱を遵守し、適正に事業を執行してください。

- ① 事業実施主体は、事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- ② 事業実施主体は、事業実施年度から3年間、事業対象商品又は生産品名の販売額について、その状況を県に報告するものとします。

13. 情報の公開

採択された事業については、事業名、事業概要、申請者の名称及び代表者名をホームページ等で公表することがあります。当該部分の公表については、申請者の了解を得たものとして取り扱わせていただきます。

14. 提出先

山形県農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課[米粉・食品産業支援担当]
〒990-8570 山形市松波 2-8-1 (県庁9階) 電話番号：023-630-3076